

55 シンガポールにおける水辺空間整備に関する研究  
 ~コンセプトプラン・マスタープランにおける水辺空間の位置づけ~

0710920056 比江勝利  
 指導教員 市川尚紀 講師

シンガポール川 水辺空間 コンセプトプラン マスタープラン

1. 研究の背景と目的

世界では多くの「水の都」と呼ばれる都市が、河川を使用し都市景観の形成や商業の発展に大きな役割を果たしている。シンガポールは様々な政策を推し進

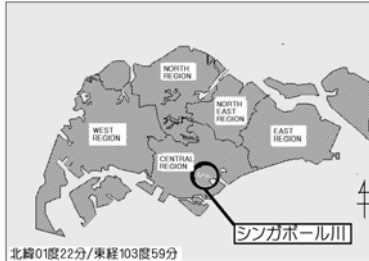


図1 シンガポール地図

め、都市計画において 40~50 年の長期的な目標を立て、短期間に急成長遂げた国家である。その急速な経済発展を支えた1つは、シンガポールを代表する河川のシンガポール川といえる(図1)。

政府は 1960 年代から積極的な工業化政策をとったため海運産業が拡大した。その際シンガポール川辺は倉庫街として発展した。一方で急速な発展に整備が追いつかず川辺は非衛生的であった。そのため政府が 1980 年代から再開発を始めた。現在の川辺は隣接した建物の用途に応じて綺麗に整備された空間となっている。一方、日本にはこのように川辺を隣接建物の用途に応じて整備した川辺が少ない。

そこで本研究では、シンガポール川の川辺を対象とし、コンセプトプランとマスタープランにおける水辺空間の位置づけを把握することによって、川辺を再開発する際の参考資料作成を目的とする。

2. 調査概要

2.1 調査対象地の概要

シンガポール川に存在するポート・キー、クラーク・キー、ロバートソン・キー3つ波止場を調査対象とする。ポート・キー、クラーク・キーは繁華街である。またロバートソン・キーは住宅地であり多くの高層マンションが存在する(図2)。



図2 調査対象地地図

2.2 調査方法

まず、シンガポール川に関する情報をインターネット、文献調査、都市再開発庁とキャピタランドにメールでインタビュー調査を行い情報収集する。そして、2010年8月28日~9月2日、現状を把握するために調査対象地の観察、実測調査を行った(表1)。

表1 調査方法

方法	対象	年月日
インターネット	・都市再開発庁 <a href="http://www.ura.gov.sg/">http://www.ura.gov.sg/</a> ・National Parks <a href="http://www.nparks.gov.sg/cms/">http://www.nparks.gov.sg/cms/</a>	2010年 6月~8月頃
文献調査	・横内憲久: わが国における水辺空間利用に関わる法制の方途~日本・アメリカ・シンガポールの事例をとおして~ ・財団法人自治体国際化協会: シンガポールの都市計画-コンセプトプラン2001を中心に	2010年 6~8月頃
インタビュー調査	・都市再開発局 (URA) へメールでインタビュー調査	2010年 7月 16日・8月 23日
観測と実測	ロバートソン・キー、クラーク・キー、ポート・キー	2010年 8月 28日~9月 2日

3. 調査結果と考察

3.1 コンセプトプランについて

コンセプトプランとは都市開発・国土利用の都市計画の骨格を、概略的な計画図で示していた。このコンセプトプランは10年に一度改訂され、国民、住民の声を広く聞き入れ、都市再開発庁によって国民はどのように生活し、働き、余暇を過ごしたいのか、国民のニーズや抱負は何なのかに重点を置いて作成していた。コンセプトプランは上位計画としてシンガポール全体の概念計画として位置付けられるが、法的拘束力はない。図3はシンガポールの土地の目的別区分図である。

コンセプトプランの調査対象地周辺を拡大した計画図は、ほとんどの部分が商業地を占めていた。また、コンセプトプランの中に川辺をオープンスペースとして位置づけている。そのため川辺には建物が建てられていない。

日本の川辺では河川での洪水・高潮等による水害防止のため、川辺整備は都市計画法ではなく河川法で整備されている。また、シンガポールの川辺をコンセプトプランに位置づける理由には、シンガポール川が増水してもあまり水位が変化しないため、水害の恐れを気にせず川

辺を整備できるからだと考えられる。

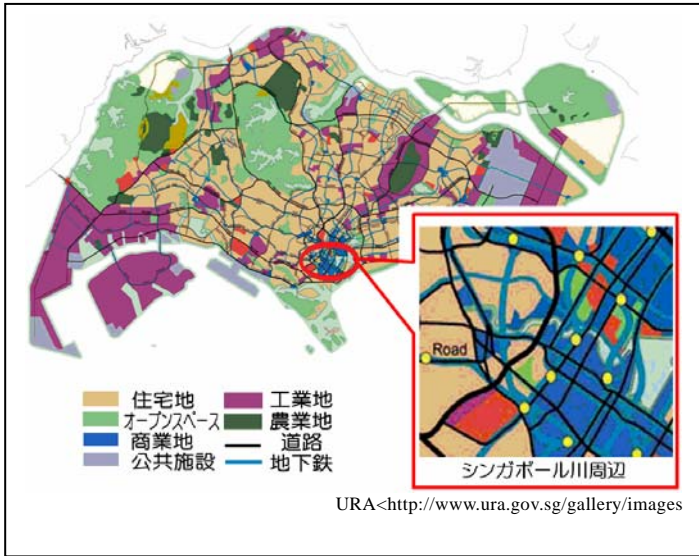


図 3 コンセプトプラン

3.2 マスタープランについて

シンガポールにおけるマスタープランは、コンセプトプランの具体的実現のための法定計画である。マスタープランは建物の用途や高さを指定しており、コンセプトプランより詳細な計画を示している。図4はシンガポール川周辺のマスタープランを示したものである。

マスタープランもコンセプトプランと同様に川辺をオープンスペースとして示している。日本では都市計画図において地域ごとに建物用途の指定をしているが、シンガポールは一敷地ごとに建物用途の指定をしている。また、マスタープランでは川辺の隣接建物の一部に、川側に向かって建物の4階の高さを持つ木を植えなければならないとなっている。また1階で商業活動をしなければならないなどの指定もなされている。

さらに川辺の遊歩道に、遊歩道の幅員・遊歩道デザイン・遊歩道の植栽と舗装・遊歩道に設置する屋外店舗(ORA)に詳細な指定をするガイドラインも存在した。それにより現在のシンガポールの川辺は観光地・住宅地として綺麗に整備されている。

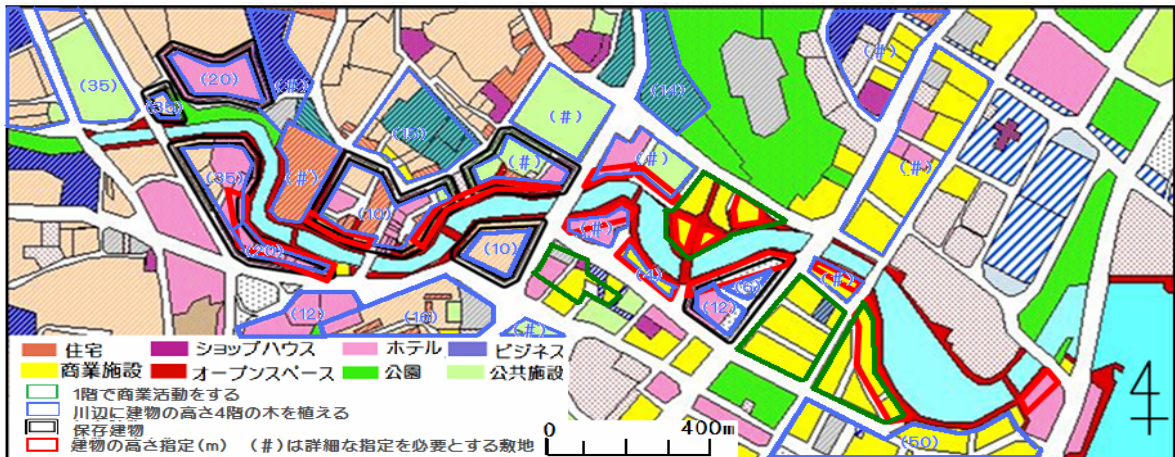


図 4 マスタープラン (シンガポール川周辺)

3.3 水辺環境に関わる機関について

水辺環境に関わる機関には都市再開発庁・国立公園庁・司法扶助局・土地政策部・海上航空交通部の5つの機関が関わっている。(図 5)。その中でも川辺を整備する際、最も関係するのが都市再開発庁である。

都市再開発庁の役割は

- ・都市再開発庁が作成したコンセプトプランとマスタープランをもとに土地の有効活用に関する計画の立案遂行
- ・公営企業が行う環境保護や社会基盤整備の調整
- ・政府機関や民間企業への用地の安定供給整備
- ・ガイドラインの作成

日本では川辺の遊歩道と隣接する建物敷地を異なる部署で計画するが、シンガポールでは都市再開発庁が一括して行っている。このことが隣接建物の用途に応じて、綺麗に整備された川辺が存在している事につながると考えられる。

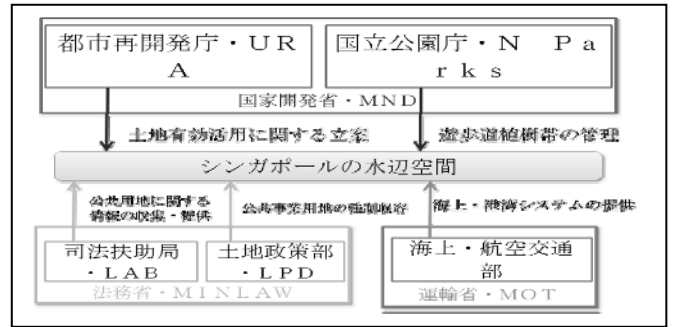


図 5 水辺環境にかかわる機関

4. 結論

シンガポール川には隣接する建物の用途に応じて綺麗に整備された川辺が存在した。その理由として次の事があげられる。

- ①コンセプトプランの中に川辺をオープンスペースとして位置付けている。
- ②マスタープランは法的拘束力を持ち、一敷地ごとに建物用途の指定をしている。また、川辺の詳細な指定をするガイドラインが存在する。
- ③都市再開発庁が一括して川辺整備の立案・遂行を行っている。